

介護予防・日常生活支援総合事業

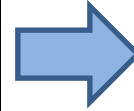
基準緩和型サービス
事業者説明会

平成30年3月14日（水）

山武市高齢者福祉課

山武市の高齢化の状況

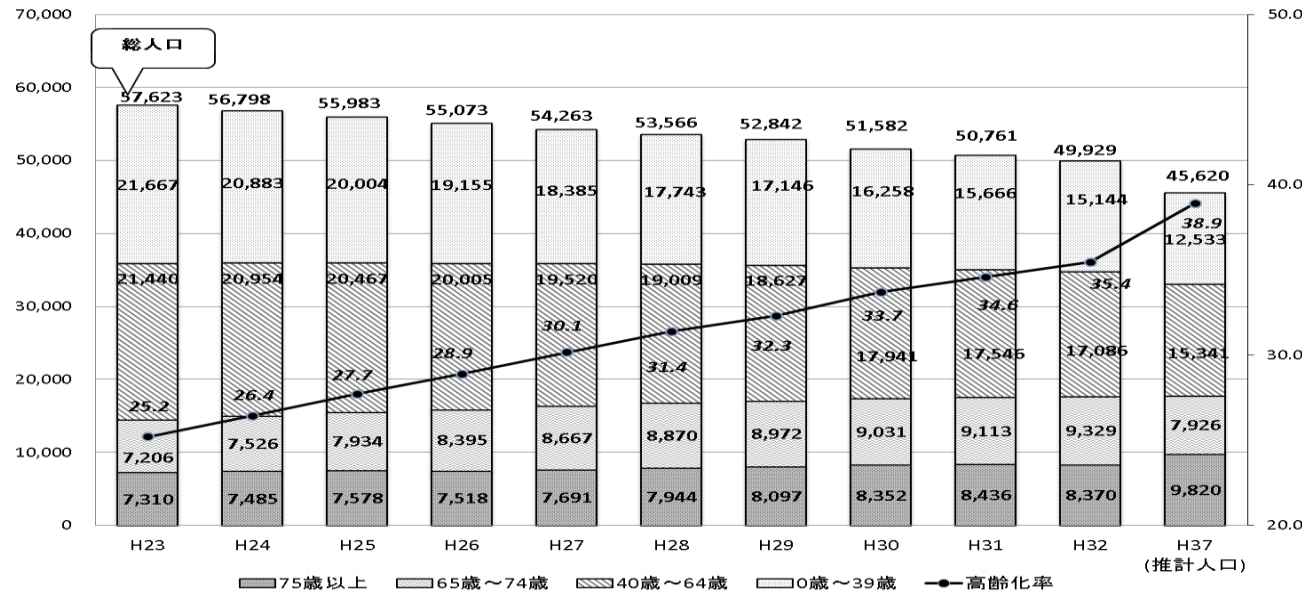
	平成 29 年 9 月末
人口	52,842 人
65 歳以上の人口	17,069 人
75 歳以上の人口	8,097 人
要支援認定者数	536 人
介護保険給付費	42.4 億円
介護保険料（月額）	5,230 円



	平成 37 年推定
人口	45,620 人
65 歳以上の人口	17,746 人
75 歳以上の人口	9,820 人
要支援認定者数	585 人
介護保険給付費	54.9 億円
介護保険料（月額）	7,793 円

- 65 歳以上人口の割合
32.3%⇒38.9%
- 75 歳以上の人口の割合
15.3%⇒21.5%
- 要支援認定者数（65 歳以上）
536 人⇒585 人（1.1 倍）
- 65 歳以上の方のうち要支援認定者
3.1%⇒3.3%
- 介護保険料月額
⇒1.5 倍

山武市の高齢化の推移(9月末日現在)



山武市が実施する事業者指定による基準緩和型サービス

1 実施するサービスの種類

- (1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - 訪問型サービスA

- (2) 通所型サービス（第1号通所事業）
 - 通所型サービスA
 - 通所型サービスC

2 サービスの開始時期

平成30年5月1日（火）

3 サービス実施参入方法

事業者指定

1 訪問型サービスAの概要

対象者	居宅要支援者等（要支援者及びチェックリストによる事業対象者）
内容	家事援助（身体介護を除く。）
人員	【管理者】常勤・専従1人以上 ※兼務可能
	【従事者】必要数（サービスが賅える人数） ≪資格要件≫介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修を修了した者 ※兼務可能 【訪問事業責任者】従事者のうち必要数 ≪資格要件≫介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修を修了した者 ※兼務可能
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画（事務室、相談スペース） ・必要な設備、備品（介護予防訪問介護の考え方と同じ）
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 等（介護予防訪問介護の考え方と同じ）
提供時間	1回につき45分程度
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月4回（週1回）の場合（要支援1・2、事業対象者） 975単位／月 ・ 月8回（週2回）の場合（要支援1・2、事業対象者） 1,949単位／月 ・ 月8回超（週2回超）の場合（要支援2、事業対象者のうち要支援2相当） 3,092単位／月 ・ 初回加算 200単位 ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ

2 通所型サービスAの概要

対象者	居宅要支援者等（要支援者及びチェックリストによる事業対象者）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理 ・介護予防に資する体操 ・レクリエーション ほか
人員	【管理者】常勤・専従1人以上 ※兼務可能
	【従事者】必要数1人以上（サービスが賄える人数） ≪資格要件≫介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修を修了した者 ※兼務可能
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 等
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 等（介護予防通所介護の考え方と同じ）
提供時間	1回につき90分以上
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・月4回（週1回）の場合（要支援1・2、事業対象者） 1,372単位／月 ・月8回（週2回）の場合（要支援2、事業対象者のうち要支援2相当） 2,813単位／月 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ

3 通所型サービスCの概要

対象者	居宅要支援者等（要支援者及びチェックリストによる事業対象者）
内容	保健又は医療の専門職が行う機能訓練
人員	【管理者】常勤・専従1人以上 ※兼務可能
	【従事者】必要数（サービスが賄える人数）※兼務可能 【専門職】1人以上 ※兼務可能 ≪資格要件≫ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 等
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 等 （介護予防通所介護の考え方と同じ）
提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1回につき90分以上 ・サービス提供期間は3か月～6か月
報酬	週1回（要支援1・2、事業対象者） 430単位／回

4 指定申請手続き

訪問型サービスA、通所型サービスA又は通所型サービスCのサービスを提供するには、山武市より指定を受ける必要があります。山武市の独自基準による新しいサービスなので、市の指定がないままサービスを行うことはできませんので留意してください。

(1) 指定申請受付期間

平成30年4月2日（月） ～ 平成30年4月16日（月）

申請受付については、原則として毎月1日から15日までとします。

(2) 指定日

申請月の翌月1日

(3) サービス開始

平成30年5月1日（火）

(4) 指定有効期間

6年間

(5) 指定申請書提出先

山武市役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係

- 指定申請書は、事前に高齢者福祉課高齢者福祉係にご相談いただいたうえで、申請期間内に提出するようお願いいたします。
- 提出の際に、担当者が不在の場合がありますので、電話で確認されてからご来庁くださるようお願いいたします。

高齢者福祉課 高齢者福祉係

0475-80-2642

koreishafukushi@city.sammu.lg.jp

(6) 指定申請書類一覧

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項
※ 訪問型サービスAは付表2、通所型サービスAは付表4、通所型サービスCは付表5に記載してください。
- ③ 申請者の定款、寄附行為等
※ 定款の写しを添付する場合は代表者名で原本証明をしてください。
- ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ⑤ 役員・管理者名簿
- ⑥ 事業所の管理者の経歴書
- ⑦ 事業所の平面図
※ 各室の用途を明示してください。
- ⑧ 運営規程
- ⑨ 重要事項説明書
- ⑩ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑪ 決算書(預金通帳)の写し
- ⑫ 事業計画書(申請サービスに関しての計画書)
- ⑬ 収支予算書(申請サービスに関する収支のみとし、指定希望月から月別で1年間分)
- ⑭ 損害賠償保険証の写し
- ⑮ 介護保険法第115条の45の5第2項の指定基準を満たす旨の誓約書
- ⑯ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)
- ⑰ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

- ・ ⑤、⑩については、訪問(通所)介護相当サービスの指定を受けている事業所については省略してかまいません。
- ・ ⑦については、訪問介護相当サービスの指定を受けている事業所については省略してかまいません。

審査をするうえで必要に応じ、追加で書類の提出を求めることがあります。

(7) 申請書類を作成する上での留意事項

山武市の独自基準による基準緩和型サービスは、介護予防訪問（通所）介護相当サービスとは別のサービスです。このため、定款、運営規程、重要事項説明書等の作成や変更が必要です。

○ 定款

次の記載例を参考に、新たに作成するか変更してください。

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」 等

○ 運営規程

運営規程については、サービスを開始する時期までに次のように作成してください。

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」 等

○ 契約書等

契約書、重要事項説明書、料金表等、利用者個人と取り交わすものについては、利用者のサービスが開始される時に合わせて作成してください。

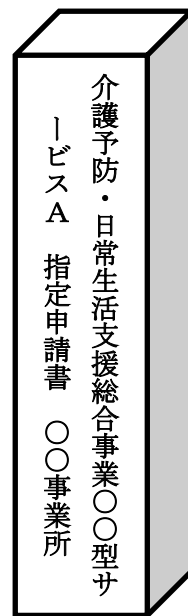
(8) 他市の被保険者にサービスを提供する場合

- 他の市町村の利用者に山武市の独自基準による基準緩和型サービスを提供することはできないため、その市町村の指定を受け、その市町村のサービスを提供することになります。
- 独自基準による基準緩和型サービスは、市町村ごとに実施状況が異なります。他の市町村の利用者にサービスを提供する場合は、その市町村がサービスを実施しているか、また、サービスの内容はどのようなものか確認する必要があります。
- 市町村によって人員、設備等の基準やサービス単価が異なります。申請書類を作成する際は留意してください。

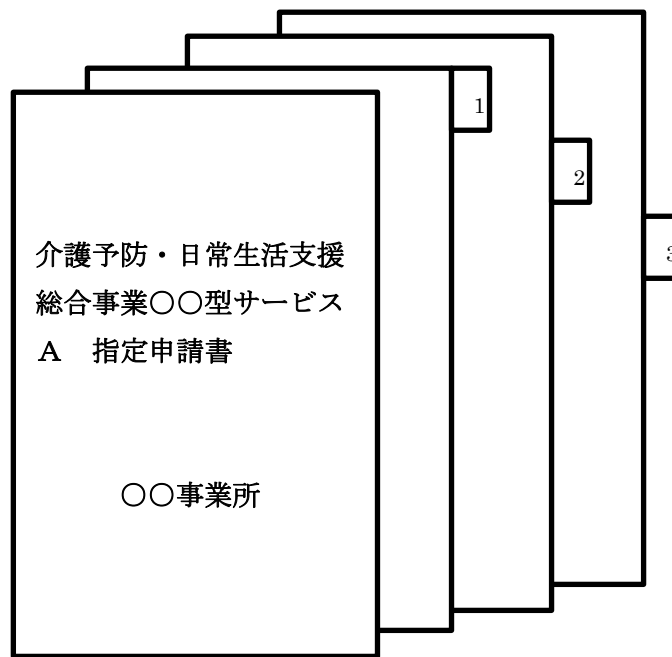
(9) 指定申請書類の編綴方法

- 書類は1冊のファイル等に綴って**正副2部**提出してください。副本については、受理印を押印しお渡しします。
- 書類ごとに合紙（白色無地の紙）をはさみ、その合紙に番号を表記したインデックスを貼付してください。
- ファイルの表紙、背表紙に次のことを記載してください。
（可能であればテプラ等のシールを貼付し表記してください。）
 - ・「介護予防・日常生活支援総合事業（〇〇型サービスA）指定申請書」
 - ・「〇〇〇事業所」

(例)



ファイル背表紙



ファイル表紙



白色無地の紙にインデックスを貼付してください。

5 請求手続き



- (1) 審査は、千葉県国民健康保険団体連合会に委託して行います。
- (2) 請求の際は、サービスコードを使用してください。
- (3) 訪問型サービスA及び通所型サービスAの月額包括報酬における日割り計算については、次に掲げる積算での請求となります。月額包括報酬から日額を求め、算定対象期間の日数を乗じ積算してください。詳細については、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（新規資料）」（平成30年3月6日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」I-資料9）をご参照ください。

サービス算定対象期間 【開始】起算日から月末までの期間
 【終了】月初から起算日までの期間

	事 由	起 算 日
開 始	・ 区分変更（要支援1⇔要支援2）	変更日
	・ 区分変更（要介護⇒要支援） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除	契約日
終 了	・ 区分変更（要支援1⇔要支援2）	変更日
	・ 区分変更（要支援⇒要介護） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・ 事業所指定効力停止の開始 ・ 事業所指定有効期間満了	契約解除日 （廃止日・満了日） （開始日）

○ 月の途中で利用開始の契約を締結した場合



⇒ 契約日を起算日とした日割り請求 《契約日と同月にサービスを利用した場合》

期間	5/1	5/10	5/15	5/31
		契約日	利用開始日	
予防給付サービス	 報酬算定期間（日割りなし）			
総合事業サービス （基準緩和型）	 報酬算定期間（日割請求）			

※ 月の途中で契約を解除した場合も月初から契約解除日（起算日）までの日割請求になります。

○ 契約日の翌月からサービスの利用が開始された場合

⇒ 翌月の利用開始月から算定（日割りなし）

期間	4/30	5/1	5/15	5/31
	契約日		利用開始日	
予防給付サービス	 報酬算定期間（日割りなし）			
総合事業サービス （基準緩和型）	 報酬算定期間（日割りなし）			

※ 契約解除月にサービスの利用がない場合は、当該契約解除月の月額報酬は請求しません。

6 訪問型サービスA、通所型サービスA、通所型サービスCと一体的に実施する場合の基準

(1) 訪問型サービスA

H29.6.28 付け老発 0628 第9号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について より抜粋

○ 訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

	現行の訪問介護相当サービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施
一 体 的 に 行 う 場 合 の 介 護 給 付 の 基 準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従 1以上 ・訪問介護員等 常勤換算 2.5以上 <p>【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 <p>【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <p>訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上</p> <p>サービス提供責任者 3人以上</p>	<p>○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数（波線部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従 1以上 ・訪問介護員等 常勤換算 2.5以上 <p>【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3 <p>【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <p>訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上</p> <p>サービス提供責任者 1人以上+必要数（市町村の判断）</p>
設 備	・事業の提供に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品	

留意事項

- ※ 指定訪問介護及び訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、訪問介護等の人員基準を満たす必要があります。
- ※ 指定訪問介護及び訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、訪問介護員等が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、「常勤換算で2.5以上」の計算に算入することはできません。
- ※ 指定訪問介護及び訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、サービス提供責任者の配置人数については、訪問介護等の対象者のみで基準を満たす必要があります。訪問型サービスAの利用者は積算には含まれません。
- ※ 訪問型サービスAの人員の適正值については、市で判断させていただきます。

一体的実施に伴う訪問型サービスの具体的な考え方

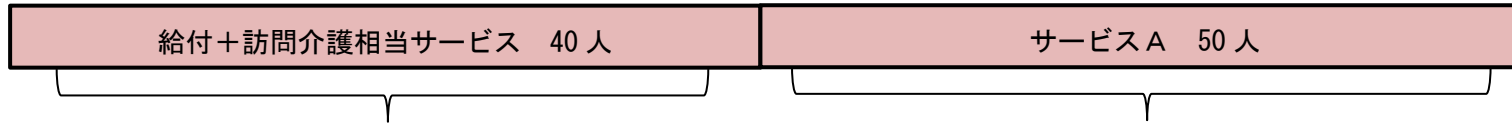
一体的に実施する場合の人員基準（サービス提供責任者）については以下のとおりです。

サービス提供責任者

- 給付のサービス及び訪問介護相当サービスの利用者数を合わせて、40人につき1人以上必要
- 訪問型サービスAについては、訪問事業責任者を必要数配置

※給付の基準に抵触しない範囲で給付・訪問介護相当サービスと、訪問型サービスAを兼ねることは可

〈例①〉 給付等の利用者40人、訪問型サービスAの利用者50人の場合

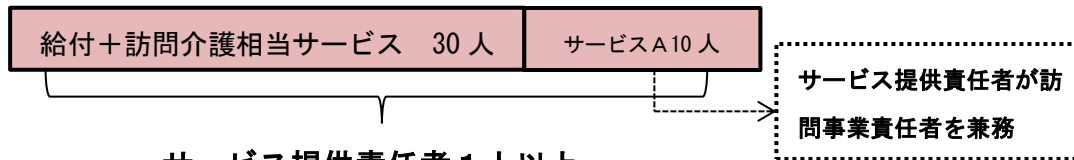


サービス提供責任者1人以上

訪問事業責任者1人以上（サービスが賄える人数）

※ 90人全員が訪問介護相当サービスの場合は、サービス提供責任者を3人配置（40人につき1人以上）

〈例②〉 給付等の利用者30人、訪問型サービスAの利用者10人の場合



サービス提供責任者1人以上

※サービス提供責任者の配置人数の積算をするうえで、サービスAの人数は含まれない。

サービスAの訪問事業責任者の適正值については、市で判断させていただきます。

利用者の処遇やサービス提供責任者の職務に影響がない場合に限り兼務可とします。

(2) 通所型サービスA、C

H29.6.28 付け老発 0628 第9号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について より抜粋

○ 通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		現行の通所介護相当サービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす（波線部分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員4人以上</p>	<p>○従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数（波線部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤 ・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員2人以上+必要数（市町村の判断）</p>
	設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	

留意事項

※ 指定通所介護及び通所介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、通所介護等の人員基準を満たす必要があります。

15人まで 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2以上 の基準

※ 指定通所介護及び通所介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、通所型サービスA（C）の提供に支障がない範囲で設備は共用できることとします。なお、食堂及び機能訓練室の面積については、3㎡に利用定員を乗じて得た基準を満たす必要があります。

※ 指定通所介護又は通所介護相当サービスにおいては、利用定員は、各サービス利用者の合算で定め、これとは別に通所型サービスA（C）については、当該サービスの利用者のみで定める必要があります。また、設備基準との整合性から、指定通所介護及び通所介護相当サービスと通所型サービスA（C）の利用者数の合計は、各事業所で設定している定員の範囲内となります。

※ 指定通所介護及び通所介護相当サービスの合計定員が18名以下の場合、通所型サービスA（C）の利用定員に関わらず、地域密着型通所介護への移行対象となります。

※ 通所型サービスAの人員の適正值については、市で判断させていただきます。

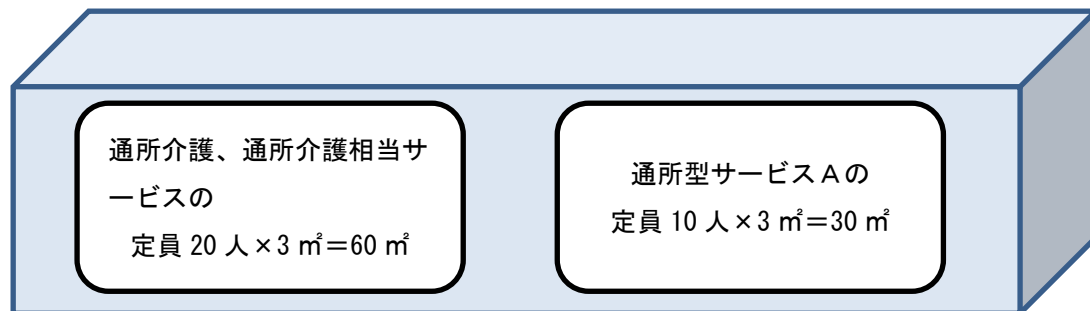
一体的実施に伴う通所型サービスの具体的な考え方

一体的に実施するとは、曜日や時間帯、活動スペースを区分せず、同一時間帯、同一場所においてサービスを提供することをいいます。

設備 <例>指定通所介護、通所介護相当サービスの利用定員：20人

通所型サービスAの利用定員：10人

面積基準…90㎡が必要



職員配置

○ 給付（通所介護等）と通所介護相当サービスを一体的に実施する場合

<例> 給付の利用者25人、通所介護相当サービスの利用者10人の場合

給付+通所介護相当サービス 35人

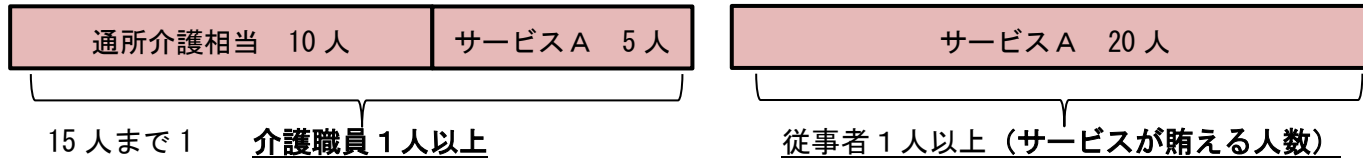
15人まで1、以降1人0.2 (20人×0.2=4) 介護職員5人以上

一体的に行う場合、必ずしも場所を分ける必要はありませんが、利用者の処遇に影響がないように配慮する必要があります。

○ 通所介護相当サービスと通所型サービスAを一体的に実施する場合（一体型）

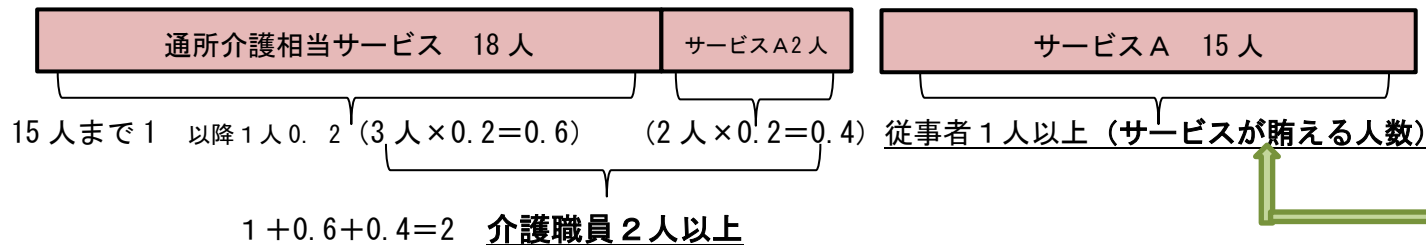
＜例①＞ 通所介護相当サービスの利用者 10 人、通所型サービスAの利用者 25 人の場合

※通所介護相当サービスとサービスAのプログラムの内容が同じなど、介護職員 1 人の配置でも支障がない場合に限る。



＜例②＞ 通所介護相当サービスの利用者 18 人、通所型サービスAの利用者 17 人の場合

※通所介護相当サービスとサービスAのプログラムの内容が同じなど、介護職員 2 人の配置でも支障がない場合に限る。



サービスAの従事者の適正値については、市で判断させていただきます。

＜例③＞ 通所介護相当サービスの利用者 10 人、通所型サービスAの利用者 25 人の場合

※通所介護相当サービスとサービスAのプログラムの内容に相違があり、介護職員 1 人の配置では支障がある場合



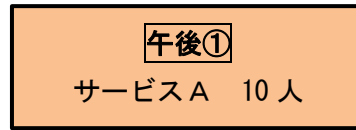
事前に高齢者福祉課と協議してください！！

○ 現行相当と通所型サービスAを一体的に実施しない場合（単独型）

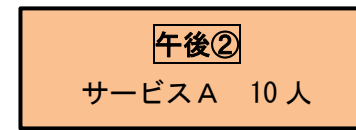
〈例①〉 時間を分けて実施



15人まで1 介護職員1人以上

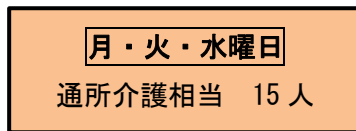


従事者1人以上
(サービスが賄える人数)

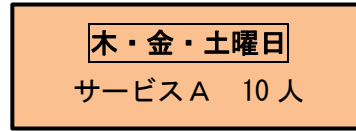


従事者1人以上
(サービスが賄える人数)

〈例②〉 曜日を分けて実施



15人まで1 介護職員1人以上



従事者1人以上
(サービスが賄える人数)

サービスAの従事者の
適正値については、市で
判断させていただきます。

基準緩和型サービスへのご理解、ご協力をお願いします。